

(様式 5)

### 判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	40	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	37 の 3-1 本文	許認可等の内容	貯蔵施設及び特定供給設備の完成検査
<p>○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号) (完成検査)</p> <p>第 37 条の 3 第三十六条第一項又は前条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、協会又は高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の指定完成検査機関 (以下「指定完成検査機関」という。) が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。</p> <p>2 協会又は指定完成検査機関は、前項ただし書の完成検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>3 第一項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。</p>					
[参考条文 1]					
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成 9 年 3 月 10 日通商産業省令第 11 号)					
第 51 条 (貯蔵施設等の許可申請)					
第 56 条 (貯蔵施設等の変更の許可申請)					
第 52 条 (貯蔵施設の技術上の基準)					
第 53 条 (特定供給設備の技術上の基準)					
第 54 条 (バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)					
[参考条文 2]					
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成 9 年 3 月 10 日通商産業省令第 11 号)					
第 59 条 (貯蔵施設等の完成検査の申請等)					
第 62 条 (貯蔵施設等の完成検査の方法) (別表第 1～別表第 3)					

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定